

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日に当たるときは、)

◆公有水面の埋立ての免許  
風俗営業等取締法による聴聞

◆銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

## 規則 次

### ◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

### ◆告示

### 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第八十二号

#### ◆鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

- ◆ 土地区画整理組合の設立の認可(二件)
- ◆ 市町村の供用の開始
- ◆ 都市計画事業の認可

第三号	一万四千円	一万五千円
第七十二号の二	三百六十円	四百円

第七十三号	料犬鑑札再交付手数 手数料	犬の鑑札の再交付
第七十四号	六百三十円	七百円
第八十六号	八千四百円	二百円
第八十七号	八千九百円	二万二千円
第八十八号	五千九百円	九千六百円
第八十九号	二万四千円	六千七百円
第九十号	一万一千円	二万三千円
第一百三十三号の四	五千円	一万円
第一百三十七号の二	二千七百円	五千七百円
第一百三十九号	一万元	二千九百円
第一百四十号	二万五千円	一万元
第一百四十一号	三千二百円	二万七千円
第一百四十二号	三千六百円	二千五百円
千四百円	四千円	千六百円

第一百四十三号	六百六十円	七百五十円
第一百四十九号	六百六十円	七百五十円
第一百五十一号	九百十円	九百八十円
第一百五十三号の三	二十円	三十円
第一百五十九号	四千七百円	五千百円
第一百六十三号の四	五百八十円	七百十円
第一百六十九号	一千百円	一千三百円
第一百七十九号の二	一千七千円	二万三千円
第一百八十一号	一万五千円	四千七百円
第一百八十二号	一万円	二万円
千六百円	一千六百円	一千五百円
千六百円	一千三百円	一千三百円

三百九十五号	第百八十三号	千六百円	二千三百円	十三万円	十万円
	第百八十四号	四千六百円	六千三百円	二十万円	十一万円
三百九十六号	第百八十五号	四百円	五百七十円	三十六万円	二十二万円
	第百八十六号	一万五千円	二万円	三十四万円	二十四万円
三百九十七号	第百八十八号	一万円	一万四十円	四十万円	三十六万円
	第百八十九号の二	一万八千円	二万円	三十五万円	三十一万円
三百九十八号	第百九十四号の三	四千円	五千円	四十四万円	三十二万円
	第百九十四号の二	二万四千円	二万八千円	三十六万円	二十六万円
三百九十九号の二	第百九十九号	四千五百円	五千三百円	三十六万円	二十二万円
	第百九十九号の二	一万五千円	一万三千円	三十五万円	二十二万円
十六万円	十二万円	八万九千円	六万七千円	四万五千円	二万三千円
十八万円	十三万円	十万円	七万九千円	五万三千円	二万六千円
三千五百円	五千二百円	三万七千円	二万五千円	一万円	三千五百円
四千二百円	六万三千円	四万三千円	二万五千円	二千円	四千三百円

第二百三号	二万五千円	三万円	三万三千円
第二百二号	一万千円	九千円	八千円
第二百一号	三百円	九千円	七千円
第二百号	六万七千円	六万五千円	六千円
第二百九号	七万九千円	七万五千円	七千円
第二百八号	十六万円	十三万円	十万円
第二百七号	二十四万円	二十万円	二十六万円
第二百六号	四十万円	三十四万円	三十六万円
第二百五号	五十万円	三十一万円	三十二万円
第二百四号	五千円	四千五百円	六千円
第二百三号	二万五千円	二万八千円	二万一千円

この規則は、昭和五十九年十二月十七日から施行する。

### 附 則

### 鳥取県告示第九百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本秀次	鳥医第三、一六九号	昭和五十九年十一月九日

## 鳥取県告示第九百七十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 四 次

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		飼養者の所在 地及び名称
					父	母	
昭59 鳥取県臨 第1号	豊松	黒毛和種	58.6.1	倉吉市	豊光	いりざわ	1級 東伯郡赤崎町 鳥取県種畜場
昭59 鳥取県臨 第2号	正百合	黒毛和種	58.6.10	西伯町	高正	くらの2	1級 " 第32番や

- 鳥取県知事 西 尾 四 次
- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十九年十二月十五日から一十六日間
  - 三 縦覧に供する場所  
大山町役場、名和町役場及び中山町役場
  - 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第九百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基いて、北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業江北浜地区農業用用排水）を昭和五十九年十一月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 四 次

## 鳥取県告示第九百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業下神地区農業用排水）を昭和五十九年十二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百七十九号

大栄町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業丸山地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十二月十五日から二十六日間

## 三 縦覧に供する場所

大栄町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

## 二 開催日時及び場所

白	時	場	所
昭和六十年一月二十五日 午前十時から午後五時まで		鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁本庁舎第一会議室

## 三 講習科目及び時間

- 1 種苗に関する法令 二時間  
 2 種苗の产地及び系統に関する事項 二時間  
 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

## 四 受講申込み方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（五千六百円）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和六十年一月十四日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

## 五 携行品

筆記用具及び印

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年十二月十四日

## 鳥取県告示第九百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和五十九年十二月十四日から二週間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)
木地山倉	倉吉市田谷字東天地三二二一三地先か ら同町字西高殿六一一一地先まで	一五・〇〇 三二・〇〇 三五八・〇〇

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一七九号	倉吉市東巖城町四〇三地先から同市山 根字一本木六四七一一地先まで	二三・〇〇 四七・〇〇	一、一五七〇
三一三号	倉吉市東巖城町四三三地先から同市宮 川町二丁目一二七一二三地先まで	一八・〇〇 六五・〇〇	一、一六五〇

## 鳥取県告示第九百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和五十九年十二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十二月十四日

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	前後別 敷地の幅員 (メートル)
		変更前	(延長)
倉吉市円谷字東天地三二二一三地先	四・六〇	四・三・〇	三、四・四六
から同市東巖城町一一一一地先まで	一、二八〇	一、二八〇	五・五六
一七九号	変更後	変更前	
	一四五・〇〇	一四五・〇〇	

鳥取県告示第九百八十四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年十二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	区	間	前後別 敷地の幅員 (メートル)
		変更前	(延長)
田中小屋曳	八頭郡河原町大字天神原字五斗代一	三七一地先から同大字字天神土居	二四一一二地先まで
安来伯太	日野郡日南町下阿毘縁字下鉢谷陰地	山一七五八一七地先から同字一七五	八一地先まで
日南線	日野郡日南町下阿毘縁字小坂ノ下タ	一七六六一地先から同町下阿毘縁	一七六六一地先まで
横田伯南	字下鉢谷陰地山一七五八一地先まで	字下鉢谷陰地山一七五八一地先まで	日野郡日南町下阿毘縁字下鉢谷陰地
印賀横田	八一地先まで	八一地先まで	八一地先まで
線	変更後	変更前	変更後
	一三〇・五〇	八・九・五〇	一三〇・五〇
	九六・〇	九六・〇	九六・〇

路線名 一七九号	区 倉吉市内谷字東天地区二二二一三地先から同市字西高殿六一一一地先まで	間 次	供用開始の期日 昭和五十九年十二月十四日	鳥取県告示第九百八十五号		変更前 倉吉市内谷字東天地区二二二一三地先から同市住吉町九三一地先まで	変更後 倉吉市内谷字東天地区二二二一三地先から同市住吉町八二地先まで	路線名 木地山倉吉線	前後別 区 問 敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
				道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十九年十二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。	昭和五十九年十二月十四日				

印賀横田	横田伯南	安来伯太	日南線	柏小屋曳	木地山倉吉線	路線名 区 間 供用開始の期日 昭和五十九年十二月十四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県告示第九百八十六号	三二三号 倉吉市東巣城町四三三地先から同市川町二丁目一二七一二二地先まで
一地先まで	日野郡日南町下阿毘縁字下鉢谷陰地山一七五八一七地先から同字一七五八一七地先まで	日野郡日南町下阿毘縁字下鉢谷陰地山一七五八一七地先から同字一七五八一七地先まで	八頭郡河原町大字天神原字五斗代一三一地先から同字一七五八一七地先まで	倉吉市内谷字東天地区二二二一三地先から同市字西高殿六一一一地先まで	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十九年十二月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。	昭和五十九年十二月十四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県告示第九百八十六号	三二三号 倉吉市東巣城町四三三地先から同市川町二丁目一二七一二二地先まで

**鳥取県告示第九百八十七号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市堀川土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 組合の名称

米子市堀川土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

昭和五十九年十二月十四日から昭和六十三年三月三十一日まで

## 三 施行地区

米子市西福原字北原堀川端之三、字堀川樋口、字堀川御建際及び字堀川中の各一部、同町字堀川堂ノ脇及び字堀川ノ三の全部、同市両三柳字堀川七ツ道添、字治右衛門灘道東、字治右衛門灘道西沖、字治右衛門灘道西、字治右衛門道西及び字堀川中の各一部並びに同町字堀川ノ口の全部

## 四 事務所の所在地

米子市加茂町一丁目一 米子市建設部開発課内

## 五 設立認可の年月日

昭和五十九年十二月七日

## 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

**七 公告の方法**

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

**鳥取県告示第九百八十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市皆生四軒屋土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 組合の名称

米子市皆生四軒屋土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

昭和五十九年十二月十四日から昭和六十四年三月三十一日まで

## 三 施行地区

米子市皆生字長谷、字丸池、字林田及び字東林ノ上の各一部

## 四 事務所の所在地

米子市加茂町一丁目一 米子市建設部開発課内

## 五 設立認可の年月日

昭和五十九年十二月七日

## 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

## 七 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

## 鳥取県告示第九百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月十四日

昭和五十九年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

邑

一 免許の日

昭和五十九年十二月一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤崎港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目一二〇

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字鉢屋々敷一二四六一一地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線、②の地点から⑧の地点までを順次に通る昭和五十九年の春分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 道由三角点（北緯三十五度三〇分三〇秒八〇〇、東経一三三度三九分〇三秒〇四九）から三一六度〇九分三〇秒六六七・

## 鳥取県告示第九百九十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

- 2 収用の部分
- 1 事業地
- 昭和五十九年十二月十四日から昭和六十三年三月三十一日まで
- 事業地

## 五〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四七度〇四分五〇秒六八・四〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三四五度一九分三七秒七・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から六三度五九分一一秒七・四〇メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から五八度四三分三四秒一四・五〇メートルの地点

## 点

⑥の地点 ⑤の地点から一五七度〇四分五〇秒二一・一〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から六二度〇三分五七秒三〇・三〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七五度四二一分〇六秒一五・七〇メートルの地点

## 点

## (三) 面積

五七一・三五平方メートル

## 四 埋立に関する工事の施行区域

## (一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字鉢屋々敷一二四六一一から同大字字西條屋敷一二七五までの地先公有水面

## (二) 区域

次の⑦の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑤の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 道由三角点から三二八度〇九分五〇秒五四四・三〇メートル

## ルの地点

①の地点 ⑦の地点から一四七度〇四分五〇秒一三五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ④の地点から三三七度〇四分五〇秒一一五・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ⑨の地点から六七度〇四分五〇秒一八一・九〇メートルの地点

## 五 埋立地の用途

二三、九七一・二三二平方メートル

## 公共ふ頭用地

## (三) 面積

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第七十五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久

勲

- 一 聴聞の期日及び場所 東伯郡大栄町大字大谷一五二八番地  
昭和五十九年十二月二十六日 午後一時から  
鳥取市東町一丁目二二〇番地 山岡一男
- 二 被聴聞者の住所及び氏名 倉吉市岩倉五七八番地  
鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階） 林 勝美
- 倉吉市昭和町八三番地一  
山本曉彦
- 米子市東倉吉町五四番地三  
大貴実業有限会社

## 鳥取県公安委員会告示第七十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久

勅

- 一 聽聞の期日及び場所  
昭和五十九年十二月二十六日 午後一時から  
鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）
- 二 被聴聞者の住所及び氏名